

令和元年 11月14日  
財 務 省

令和元年台風第19号により被災されたたばこ小売販売業者の皆様へ

この度の令和元年台風第19号により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等について、弾力的に取り扱うこととしました。主なものは以下のとおりです。

(取扱いの概要)

- (1) 被災等に伴う営業所の一時的な移転（仮移転）について、移転しようとする場所の周辺に既存の事業者の営業所がある場合であっても、一定の条件の下で、仮移転の許可を行うこととします。
- (2) 被災により営業を休止している営業所については、一定の間、「低調店」にあたらぬものとします。
- (3) 営業休止時に提出を要する休止届出書や、承継時に提出を要する承継届出書について、被災した場合、一定の間、提出を猶予します。

詳しくは、最寄りの財務局までお問い合わせ下さい。

各財務（支）局長  
沖縄総合事務局長  
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 可部 哲生

令和元年台風第19号に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法（昭和59年法律第68号。以下「法」という。）、たばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）、たばこ事業法施行規則（昭和60年大蔵省令第5号。以下「規則」という。）、たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項について（平成10年3月17日付大蔵省告示第74号。以下「大臣告示」という。）、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和60年4月1日付事務連絡。以下「規程」という。）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

## 記

### 1. 小売販売業者の営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が令和元年台風第19号によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

## 2. 小売販売業者の営業所の移転又は新規の小売販売業許可申請

- (1) これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、令和元年台風第 19 号によって当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第 20 条第 2 号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- (2) 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

## 3. 小売販売業の休止及び承継

令和元年台風第 19 号によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 29 条及び規則第 27 条の規定に基づく休止に係る届出を、令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第 129 号）第 4 条で定める日までの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第 27 条、第 28 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

## 4. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が令和元年台風第 19 号によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から 6 月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から 6 月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

## 5. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。